

定年の引き上げの施行に伴う第2次定員管理方針における参考資料「定年退職者数及び再任用職員数の今後の見込み」の修正について

第2次定員管理方針を定めた令和3年2月時点では、「地方公務員法の一部を改正する法律案」が継続審議中であったことにより、定年の引き上げについては、令和4年度から施行されるものとして定年退職者数や再任用職員数を見込んでいました。

しかしながら、令和3年6月11日に公布された改正法が令和5年4月1日から施行されることとなり、本市においても関係条例の制定等を行い、令和5年度から定年の引き上げを行うこととなりました。

つきましては、第2次定員管理方針における『4 参考資料「(3) 定年退職者数及び再任用職員数の今後の見込み」』において、下表のとおり、令和5年度からの定年の引き上げに対応した数値に修正いたします。

表16 定年退職者数の見込み【修正後】 [単位：人]

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	合計
事務・技術等	9	8	11	0	2	30
保育士・幼稚園教諭	2	0	1	0	0	3
保健師・看護師・看護師等	1	1	1	0	0	3
給食調理員・学校用務員等	4	2	1	0	3	10
消防職員	2	0	0	0	5	7
医師・医療技術職・看護師等	2	0	7	2	4	15
合 計	20	11	21	2	14	68

※人事交流に伴う教職員等は除きます。

表17 再任用職員数の見込み（医療職を除きます。）【修正後】 [単位：人]

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
H30 退職者	6	—	—	—	—
R1 退職者	15	14	14	—	—
R2 退職者	12	13	13	13	—
R3 退職者	—	8	6	6	6
R4 退職者	—	—	8	8	8
R5 退職者	—	—	—	—	—
R6 退職者	—	—	—	—	7
合計	33	35	41	27	21

※1. 再任用職員の見込人数については、平成27年度以降の実績を踏まえて、定年退職者のうち技能労務職は10割の職員、その他の職は6割の職員が再任用を希望するものとして試算しています。

※2. 再任用職員の任用期間は、退職年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い、令和元年度、令和2年度は64歳まで、令和3年度から令和4年度の退職者は65歳までとして試算しています。また、定年引上げの対象となる令和5年度以降の定年退職者については、全員が定年前再任用職員を希望しないものとして試算しています。